

国際ロータリー第2790地区第12分区  
松戸北ロータリークラブ



こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

2011-2012 国際ロータリー・テーマ

四つのテスト

- 言行はこれに照らしてから
- 1・真実かどうか
  - 2・みんなに公平か
  - 3・好意と友情を深めるか
  - 4・みんなのためになるかどうか

第1896回 例会 (第 21 週) 2011年11月29日(火)

国際ロータリー会長カルヤン・パネルジー  
第2790地区ガバナー 山田修平  
第12分区ガバナー補佐 安井克一  
松戸北ロータリークラブ会長 鈴木悦朗  
松戸北ロータリークラブ幹事 児山守治

例会日 - 毎週火曜日12:30より(第1例会18:30)  
例会場 - 松戸市根木内249-7 北小金ポウル1F  
事務所 - 松戸市根木内249-7 榊山安内  
TEL/FAX - 047-344-5696 / 047-344-5696  
Web/Mail - www.rc2790-12.jp / kanji@rc2790-12.jp

「被災地から自転車で・・・」

宮川 保司様



震災で東漸寺さんにお世話になった宮川です。あの時は原発の放射能で危険だという噂で、物流が日立までしか来なくなりました。現地は水も食料も底をついてしまいました。寒い日でしたが、避難所になっている中学校に差し入れられたストーブも灯油が一滴もなく使えません。私は、風評なのだから放射線を測ってもらえば「安全だ」ということが分かってもらえると思って、自転車でテレビ局に向かいました。ところが門前払い、ぜんぜん相手にしてもらえません。私は、すっかり気力をなくして帰路についたのですが、ちょっとしたきっかけから東漸寺さんのお世話になったのです。現在のいわきは、震災前に比べて人々の心が冷たくなった・・・ことは否めません。

自分たちが今、生きることに懸命になってしまつて他の人に同情するゆとりがない、テレビの報道は地元の実情と違っていたり、違う地区の人の現地を見る目に温度差を感じます。震災後「なにも平気だよ」という人もいれば、「どうしよう!どうしよう!」という人もいます。何を実体とするか情報が、ぐしゃぐしゃになっていますが「明日どうしよう!」「子供たちどうしよう!」というのが大多数の人の心ではないでしょうか。世界中の皆様のお陰で少しずつは復興してきていますが、最終的には心の復興というのが必要ではないかと自分なりに感じています。ロータリーの週報を見せて貰いましたが、会長さんの「私のためではなく、私たちのため」という言葉が目に入り「あ～いい言葉だなあ」と思いました。今日このような会に参加できたのも地元へ帰って、復興に役立ちたいと思っている私にとって(励ましの)縁なのかなと思いました。本当にありがとうございました。

(文責 伊師嗣迪)

手続きの流れ。11頁をごらんください。  
債務者が、対象債権者に対して、債務の減免を求める申し出を行い、必要書類を提出する。  
債務者が、ガイドラインに乗っ取り、弁済計画案を作成する。  
登録専門家が、弁済計画案の適合性について報告書を作成する。  
債務者が、弁済計画案および報告書を対象債権者に提出して説明する。  
対象債権者が弁済計画案に対する同意、不同意を表明する。  
対象債権者全員の同意により弁済計画が成立する。  
そして、 、 については、登録弁護士による支援が無料で受けられる。  
私的整理ガイドラインのメリット  
保証人に対しては、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証債務を履行しない(Q7 13)。  
信用情報登録機関に報告、登録は行わない(Q10 3)  
債務者区分は、弁済計画成立後は要注意先として差し支えない(Q7 15)。  
対象債権者の、ガイドラインにより行う債権放棄により生じた損失は損金算入する)。  
免除を受けた債務者も、課税上、総収入金額に参入しない。  
運用状況(11頁)  
本年8月22日から11月19日までの間の運用状況についてです。  
問い合わせ件数が、1323件です。但し、このなかの4割以上は、一般的な問い合わせが多く、必ずしもガイドラインについての質問ではありませんでした。  
次に登録専門家を紹介した案件が、158件で、債務整理開始の申し出件数が37件となっております。  
件数自体はまだ多いとは言えませんが、せっかく良い制度ですので、今後、このガイドラインが広く利用されるようになると良いと思います。



11月29日のニコニコBOXは次週に掲載します。



ロータリーの実践倫理

「最もよく奉仕するものは、最もよく報われる」 He profits most who serves best.

《会報・IT・雑誌  
・広報委員会》

委員長: 伊師 嗣迪  
委員: 平田 洋一

副委員長: 大川 隆永  
委員: 高崎 卓哉

社会奉仕基金  
5,439円

## The Ideal of Service (奉仕の理想) にむけて夢を追いかけよう

 会長挨拶：鈴木悦朗

今年はあたたかい日が続き、紅葉も例年より1週間ほど遅れました。私が住職をしている東漸寺のもみじもようやく見ごろとなりました。もみじは今から25年前から一年に10本から20本のペースで10年前まで植えてきたもみじが立派になり、今では美しい紅葉を見せて訪れる人々の目を楽しませています。

『明日を思う人は花を植える。1年後を思う人は稲を植える。10年後を思う人は木を植える。100年後を思う人は、人を育てる』これは中国の諺ですけれども、考えさせられる言葉です。

東漸寺は530年の歴史をもっておりますので時代に合わせたお寺のあり方を仏事のほかに

日本の伝統美の素晴らしさを伝える。  
学びと祈りの場。

地域に愛され、交流の場としての役割を果たす。

というコンセプトを長期計画で今何をしたらいいかと常に考えております。花を育て木を植え、人を育てるのに大切なのは、しっかりとしたビジョンが必要であり、私が現時点で思うのはそれにのっとった理念と環境だと思います。

理念に人が付いてくる。そして人を育てる。やがてその理念は時代や国を超えているもの。ロータリーもそうやって進化し続けたのだと思います。

そうでないと100年は持たないと思います。時代や国が変われば価値観が変わって当然です。それを超えるものでないと結局100年は持たないのではないのでしょうか。企業は、変えていい(変えないといけない)ものと変えてはいけないものがあります。ロータリーにも私たちの人生にも当てはまるような気がします。「(理念、大切にしているもの) が変わらないね」と言われるためには、時代や状況に対応してその運営方法も変えていかないといけないと思います。国家もそうだと思います。個よりも

公、金よりも徳を大切に日本人の道徳規範を再興し、世界から尊敬される国家ビジョンを持たなければいけません。しかし、最近の国会はいつまで経っても順列組み合わせが変わるだけ。理念ではなく、貸し借りだけで動いているようにしかみえません。どういう国を目指すべきか、私は高校時代にアメリカにホームステイ

をしたことがあります。そういったことを高校生が真剣に議論していました。しばらく前まで日本では優秀な官僚に任せておけば大丈夫と思われていたのですが、最近ではそうは思えなくなっていました。

さて、例会は道場と申しますが、会員の皆様のお話あるいは趣味等さまざまなお話しをお聞きしたいと思っております。本日は三村藤明会員に卓話をお願いし、また福島からうちの寺に避難している宮川さんをお招きし、現在の被災地の状況を語っていただきたいと思っております

## 入りて学び、出でて奉仕せよ "Enter to learn, Go forth to serve"

ロータリーの例会で学び、日本というかけがえない国のために私たちひとりひとりのロータリアンが自分を磨いていくにはありませんか。



(東漸寺のもみじ)

 幹事報告：児山守治

1. 地区広報・IT委員会よりお知らせ  
今年度地区広報・IT委員会がRIIに申請しており、補助金が承認されました。
2. 赤十字活動へのご協力をお願い  
人道的諸活動を実施するための資金は公的資金にたよらず赤十字活動にお寄せいただく活動資金によって賄われております。

## 一言

皆さん こんにちは お元気でしょうか？  
振込み詐欺には充分注意しましょう。去年の1.5倍になっております。銀行員・市役所職員を名乗って集金に来る大胆さです。機会があれば近所のお年寄りに注意するよう教えて下さい。  
(児山幹事)

卓話 個人版私的整理ガイド  
ラインについて

三村藤明会員(弁護士)

3月11日東北地方は1000年に一度という大地震に見舞われました。また、地震後の大津波、そして原発事故によって、未曾有の被害を被りました。震災から八ヶ月余りが経過してありますが、一日も早い復興を願わずにはいられません。

さて、復興の支援策の一つの法的措置として、本年8月22日から、個人版私的整理ガイドラインという制度が実施されております。有効な制度であるにもかかわらず一般にはまた余り知られていないので、今日、簡単にご紹介させて頂こうと思っております。

例を考えてみましょう。例えば、2ヶ月前に200万円のローンで家を新築して居住を始めたが、大震災に遭い、家を流されて、命からがら一家四人で仮設住宅に住んでいるという例です。職場を失って収入もなくなってしまったが、仮設住宅ですから家賃は不要です。とりあえず義捐金や生活再建支援金で生活はまかなっているが、ローンは残っている、というケースを考えます。

なお、義捐金、生活再建支援金、災害甲慰金などは、破産手続においても換価または取り立てをしない、いわゆる「自由財産」とされています。こういう場合、今までですと破産制度がありません。破産してしまえば確かにローンは免責されますが、土地もなくなってしまいます。しかも破産してしまうと、信用情報機関へ名前を登録されて、新たなローンを借り入れることもすぐには困難です。また、保証人がいる場合には、自分が破産すると保証人にかかってくるということで破産に踏み切れない場合もあります。それを、ガイドラインによる債務整理を行った債務者は

信用情報登録機関に報告、登録を行わない、「保証人に保証履行を求めることが相当と認められる場合」を除き、保証履行を求めない等というメリットがあるのです。先の例では、例えば土地を失いたくない場合には、その土地をかなり減額した「公正な価格」で評価し、それさえ何とか工面して支払えば、土地は残って、あとの負債はかなりの部分を免責されることができ、しかも新規ローンも借りる事ができる途がでるのです。

もちろん、破産と異なり、債権者である銀行等が納得しなければなりません、相当メリットのある制度であるというご理解を頂きたいと思っております。

3頁をご覧ください。

個人版私的整理ガイドラインを申し立てることができる人は、個人の方で、東日本大震災によって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないか、また近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる人です。

例えば、仮設住宅にお住まいの方は、今は家賃負担がありませんが、いずれ自宅を建てるか、賃借しなくてはなりませんから、予めその支出を見越して支払不能かどうかを考えることとなります。

但し、大震災によって支払不能となった場合に限られますので、それ以前から支払不能であった場合は適用はできないことはご注意ください。

5頁をごらんください。

弁済計画案の内容ですが、将来収入から弁済する将来収入弁済型と「自由財産」を除く全資産を換価・処分して弁済する清算型、そして 事業再建を図る個人事業主の事業再建型があります。

将来収入弁済型の場合は、  
) 将来の継続収入の見込みがあること、  
) 原則5年以内の分割払いの方法、  
) 弁済総額が生活実態にあうものであること、  
) 破産よりも回収額が多いこと、が必要です。  
個人再生に類似していますが、総債務額は影響しません。

清算型は、  
) 債権額20万円以上の全ての債権者が対象債権者。  
) 処分の代わりに「公正な価額」による弁済も可。  
) 将来継続収入のある債務者も利用可です。破産に類似しますが「自由財産」は弁済の対象となりません。  
事業再建型は、事業から生じる将来の収益により弁済を行うことを前提に、一定割合に減免された債務を、  
) おおむね5年以内  
) 破産よりも多くの回収

(次ページにつづく)



## ロータリーの奉仕哲学「超我の奉仕」Service above self

このServiceの意味は人のためにつくすこと。ビジネスでもServiceの心がけはシェルドンの言葉を借りれば「永続的な顧客を得る道」であり、信用を増して繁栄への道につながる。